山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和７年３月７日（金）午前９時０８分から午前１１時１３分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１４名）

農業委員　　７名

推進委員　　７名

４．　欠席委員（１名）

農業委員　　１名

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）

日程２　会長挨拶（会長）

日程３　諸般事情報告

日程４　議事録署名委員の指名について

日程５　議第１４号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程６　議第１５号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程７　議第１６号農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について

日程８　議第１７号農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程９　議第１８号農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程１０　議第１９号農地法第３条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程１１　議第２０号山江村農用地利用集積計画（第２次）に対する意見決定について

日程１２　議第２１号山江村農用地利用集積等促進計画（第２次）に対する意見決定について

日程１３　議第２２号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に係る意見書に対する意見決定について

日程１４　議第２３号令和７年度山江村農作業標準賃金の承認について

日程１５　その他

日程１６　今後の行事

日程１７　閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員

事務局長

７．　会議の概要

事務局長　それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。
山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は７名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和７年３月期の農業委員会総会を開会いたします。
日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長　（会長挨拶）

事務局長　次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

（なしの声）

事務局長　ないようでしたらそれでは次に進みたいと思います。
日程４「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いしたい思います。

議長　はい。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は７番農業委員、８番農業委員にお願いいたします。次に日程５、議第１４号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１４号についてご説明いたします。総会資料の１ページをお開きください。議第１４号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６６条の１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。２ページから３ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しです。それぞれの土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては４ページに添付しておりますので、ご覧ください。解約の目的につきましては合意による解約であります。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入

ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長　ないようですので、それでは採決をいたします。議第１４号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第１４号は原案のとおり承認いたします。

議長　次に日程６、議第１５号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１５号についてご説明いたします。総会資料の５ページをお開きください。議第１５号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６６条の１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。６ページから７ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しです。土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては８ページに添付しておりますので、ご覧ください。解約の目的につきましては、同じく合意による解約であります。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第１５号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第１５号は原案のとおり承認いたします。

議長　次に日程６、議第１６号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１６号についてご説明いたします。総会資料の９ページをご覧ください。議第１６号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６６条の１項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。１０ページから１１ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しです。土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。解約の目的につきましては、合意による解約であります。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第１６号「農地法第１８条第６項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第１６号は原案のとおり承認いたします。

議長　次に日程８、議第１７号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１７号について説明をいたします。総会資料の１３ページをお開きください。議第１７号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第３条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。１４ページをお開きください。農地法第３条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇〇村、譲受人は〇〇町在住の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。この案件につきましては、１月期総会で事前にご説明をさせていただいております。１５ページが申請書の写し、１６ページから１７ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第３条第２項各号の判断につきましては、１８ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人の担当課職員３名、譲受人の代理の方、担当農業委員と担当推進委員と共に３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　はい。ご説明いたします。３月の３日になりますけれども、譲受人、と譲渡人、役場職員の方３名、それに譲受人は代理の方が来てらっしゃいました、それと事務局長と〇〇職員と私と担当推進委員の方で立会いをいたしました。現況は何も作付けはされておりませんけれども、依頼をして誰か作ってもらうというような計画がございます。（場所について説明）。現在の所、問題はないと思いますけれども、慎重審議の方をよろしくお願いいたします。

議長　　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　特にございません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第１７号農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、議第１７号は原案のとおり決定いたします。

議長　　次に日程９、議第１８号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、議第１８号について説明をいたします。総会資料の１９ページをご覧ください。議第１８号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第３条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。２０ページをお開きください。農地法第３条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇〇村在住の〇区の方、譲受人は〇〇市在住の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総額につきましては記載のとおりです。経営計画の内容につき

ましても記載のとおりでございます。２１ページが申請書の写し、２２ページから２３ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第３条第２項各号の判断につきましては、２４ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人、担当農業委員と担当推進委員と共に３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　はい。３月３日、午前１０時１０分より立会いを行っております。立会いには、譲渡人の方は欠席をされて、譲受人、事務局２名、担当推進委員、私の５名で行っております。（場所について説明）。現状、畑となっておりますが、銀杏の木を植えてありまして、今後、譲受人の方が適正な管理をされるということでした。以上で説明を終わります。

議長　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　はい。特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第１８号農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第１８号は原案のとおり決定いたします。

議長　次に日程１０、議第１９号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第１９号について説明をいたします。総会資料の２５ページをお開きください。議第１９号「農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第３条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。２６ページをお開きください。農地法第３条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。申請者の氏名等については譲渡人が〇〇町在住の方、譲受人は〇〇村在住の〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総額につきましては記載のとおりとなっており、経営計画の内容につきましても記載のとおりです。２７ページが申請書の写し、２８ページから２９ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第３条第２項各号の判断につきましては、３０ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人、会長と担当推進委員と共に３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、私から補足説明をいたします。

議長　３月３日、１０時５０分頃より、譲渡人の方は欠席、譲受人の方、事務局長、〇〇職員、担当推進委員、私の５名で現地調査を行いました。（場所について説明）。この地区は基盤整備から５０年以上経ちますが、その頃から現在の譲受人の方が耕作をされており、時々、売買の話はありましたが、ずっと口頭契約で貸し借りを行っておったということでございます。譲渡人になったということで今回の移転という話になりました。２９ページにありますように牧草になっております。今後も夏は稲作、冬は牛の飼料を作るということで問題はないというふうに思いますが審議の程よろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に

入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第１９号農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第１９号は原案のとおり決定いたします。

議長　次に日程１１、議第２０号「山江村農用地利用集積計画（第２次）に対する意見決定について」を議題とします。議事に入る前に農業委員会第３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。６番農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで６番農業委員の退席を求めます。

６番農業委員退席（９時３１分）

議長　事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第２０号についてご説明をいたします。総会資料の３１ページをお開きください。議第２０号「山江村農用地利用集積計画（第２次）に対する意見決定について」令和７年山江村農用地利用集積計画（第２次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。３２ページから３４ページが意見書の写しでございます。３４ページが総括表です。３５ページから３６ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業を利用せず相対での利用権設定となっております。今回申請されましたのは新規設定

が２件、再設定が９件であります。案件の総面積は 21,903 ㎡でございます。それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の３７ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手とも〇〇村在住の〇区の方でございます。３８ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年となっております。３９ページから４０ページまでに地籍図、現況写真を、４１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件２筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件２筆分についてご説明いたします。総会資料の４２ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。４３ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年となっております。賃借料につきましては記載のとおりです。４４ページから４５ページまでに地籍図、現

況写真を、４６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件２筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件２筆分については原案のとおり決定いたします。

白川会長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の４７ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。４８ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年となっており、賃借料については記載のとおりです。４９ページから５０ページまでに地籍図、現況写真を、５１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の５２ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇市在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。５３ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年、賃借料については記載のとおりです。５４ページから５５ページまでに地籍図、現況写真を、５６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件３筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件３筆分についてご説明いたします。総会資料の５７ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手とも〇〇村在住の〇区の方でございます。５８ページをご覧ください。（申請地所在期間は５年となっております。賃借料につきましては記載のとおりです。５９ページから６０ページまでに地籍図及び現況写真を、６１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件３筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件３筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の６２ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手も借り手も〇〇村在住の〇区の方でございます。６３ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年、賃借料については記載のとおりです。６４ページから６５ページまでに地籍図、現況写真を、６６ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総

会資料の６７ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。６８ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年となっております。賃借料については記載のとおりです。６９ページから７０ページまでに地籍図及び現況写真を、７１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件３筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件３筆分についてご説明いたします。総会資料の７２ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。７３ページをご覧ください。（申請地所在ににについて説明）。期間は５年となっております。賃借料につきましては記載のとおりです。７４ページから７６ページまでに地籍図及び現況写真を、７７ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、３月４日に事務局の方で行っております。以上でございま

す。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件３筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件３筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　農業委員会第３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終了しましたので簑田委員の入室を認めます。

６番農業委員着席（９時５１分）

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の７８ページをご覧ください。賃借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手は〇〇県在住の方、借り手は〇〇村在住の〇区の方でございます。７９ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。期間は５年となっております。賃借料については記載のとおりです。８０ページから８１ページまでに地籍図、現況写真を、８２ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、同じく３月４日に事務局の方で行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　次の議事に入る前に農業委員会第３１条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇推進委員の退席を求めます。

〇〇推進委員退席（９時５３分）

議長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の８３ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手とも〇〇村在住の〇区の方でございます。８４ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。利用権設定の期間は５年となっております。賃借料については記載のとおりです。８５ページから８６ページまでに地籍図、現況写真を、８７ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、受け手の方、貸し手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　はい。それでは、説明いたします。３月４日１０時４５分くらいから、貸し手の方、借り手の方双方と事務局２名と私と担当推進委員の方で立会いを行いました。現況は、水稲作付準備をするということで聞いております。特に問題はないというふうに思います。農地の方につきましては、従来、借り手の方が持っておられた土地のすぐ横ということで、全て一括して作付けを行うということになりますので、よろしくお願いいたします。以上、審議の方をよろしくお願いいたします。

議長　続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　〇〇推進委員の入室を認めます。

〇〇推進委員着席（９時５８分）

議長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。総会資料の８８ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手、借り手とも〇〇村在住の〇区の方でございます。８９ページをご覧ください。（申請地所在について説明）。利用権設定の期間は１０年となっております。賃借料については記載のとおりです。９０ページから９１ページまでに地籍図、現況写真を、９２ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、受け手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　はい。３月３日、１０時３０分頃、受け手の方　立会いのもと、事務局の２名、それと私と担当推進委員の方で立会いを行いました。（場所について説明）。従前と同じように水稲の作付を計画しておられるということで、何ら問題はないと思いますけれども、慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方、何かございませんか。

〇〇推進委員　３０kg×〇俵て書いてあっですけど、〇袋でしょ。

事務局長　すみません。これは現地調査でも確認をしました。３０kg×〇袋になります。〇俵ではなく。

議長　よろしいですか。

〇〇推進委員　はい。

議長　他にございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　審議開始より１時間が経ちましたので１０分間休憩をいたします。この時計で１０時１０分より再開いたします。

休憩（１０分間）

議長　それでは、只今より審議を再開いたします。

議長　次に日程１２、議第２１号「山江村農用地利用集積等促進計画（第２次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第２１号についてご説明をいたします。総会資料の９３ページをお開きください。議第２１号「山江村農用地利用集積等促進計画（第２次）に対する意見決定について」令和７年山江村農用地利用集積等促進計画（第２次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。９４ページから９５ページが意見書の写し、９６ページが総括表となっております。９７ページから９８ページの利用

権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は５年から１０年、公社と借り手は５年から１０年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定５件、再配分３件の合計８件で、総面積は 33,599 ㎡でございます。９９ページには計画書一覧表を添付しております。

それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。１００ページ、並びに１０１ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して村外の法人の方でございます。（申請地所在について説明）。期間は、貸し手と公社は５年、公社と借り手は同じく５年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。１０２ページから１０３ページまでに地籍図、現況写真を、１０４ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員　それでは、説明いたします。３月３日午前９時より、貸し手の方、借り手の方、そして事務局２名、私と担当推進委員で行いました。（場所について説明）。２月期に出てきた案件の隣になりますので、問題はないかと思いますので、慎重審議よろしくお願いいたします。

議長　はい、続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　はい、ありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件３筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件３筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。１０５ページ並びに１０６ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。期間は貸し手と公社は５年、公社と借り手は同じく５年です。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。１０７ページから１０９ページまでに地籍図及び現況写真を、１１０ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに３月３日に行っております。以上でございます。

議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　それでは説明いたします。３月３日９時１０分より、貸し手の方は欠席でした。借り手の方と、事務局２名、私と担当推進委員で行いました。（場所について説明）。剪定をきれいにされており、問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　ありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件３筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件３筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます１１１ページ並びに１１２ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。期間は貸し手と公社は１０年、公社と借り手は５年、賃借料については記載のとおりでございます。１１３ページから１１４ページまでに地籍図、現況写真を、１１５ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、借り手の方、担当農業委員の会長と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、私より補足説明をいたします。３月３日１１時０５分頃より、貸し手の代理の方、借り手の方、事務局長、〇〇職員、担当推進委員、私の５名で現地調査を行いました。（場所について説明）。一昨年前まで違う方が耕作をされており

ましたが、その方が体調を崩され、昨年は耕作されておられませんでしたが、今年度より今回の借り手の方で耕作をするようになりました。現在は何も植わっておりませんが、借り手の方が野菜を中心に耕作をされている方です。更に、今後は隣の畑も借りて野菜を作るということでした。審議の方をよろしくお願いいたします。

議長　　続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　特にありません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　　続きまして、賃借権の新規設定１件３筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、賃借権の新規設定１件３筆分についてご説明いたします。総会資料の１１６ページ並びに１１７ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇〇在住の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の方でございます。

（申請地所在について説明）。期間は貸し手と公社は１０年、公社と借り手は５年、賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。１１８ページから１１９ページまでに地籍図、現況写真を、１２０ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに３月３日に行っております。なお、貸し手の方は〇〇在住でしたけれども、電話により確認をさせていただいております。以上でございます。

議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　はい。それでは説明いたします。３月３日月曜日、午前１１時３０分より立会いました。事務局長と〇〇さん、担当推進委員と私の４名での立会いになりました。（場所について説明）。１１９ページの写真を見てもらうと分かるように、たばこが作付けされており、今までも作ってこられてる方なので今後も大丈夫と思います。たばこの後は資料米の作付けをすると聞いてます。審議の方をよろしくお願いいたします。

議長　はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にございません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件３筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件３筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の新規設定１件３筆分について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の新規設定１件３筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。総会資料の１２１ページ並びに１２２ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。期間は貸し手と公社は１０年、公社と借り手も同じく１０年となっております。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。１２３ページから１２４ページまでに地籍図、現況写真を、１２５ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに３月３日に行っております。以上でございます。

議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から説明をいたします。３月３日午前９時３０分頃より、出し手の方は欠席でしたが、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員と私、５名で現地調査を行いました。（申請地所在について説明）。現在は栗を植えてありますが、受け手の方が栗の間をトラクターで、１２４ページの写真をご覧いただければ分かりますように耕うんしてあります。若い方で意欲があられる方でありましたので問題はないかと思いますが慎重な審議をよろしくお願いします。

議長　はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　特にないです。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件３筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件３筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の再設定に係る申請でございます１２６ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。なお１２７ページにありますように賃借料の変更が今回あっております。１２８ページから１２９ページまでに地籍図及び現況写真を、１３０ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　それでは、説明いたします。３月３日午前９時４０分頃より現地調査を行いました。ここも出し手の方はおいでではなかったんですが、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員、私の５名で現地調査を行いました。（場所について説明）。現在、畑は更地になっているんですが、栗を植えて今からは管理をしていきたいというようなことでございました。問題はないと思います。慎重な審議をよろしくお願いします。

議長　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　はい、特にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　続きまして、賃借権の再設定１件１筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、賃借権の再設定１件１筆分についてご説明いたします。１３２ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。１３２ページから１３３ページまでに地籍図、現況写真を、１３４ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　　それでは、説明いたします。３月３日午前９時５０分頃より、出し手の方は欠席でしたが、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員、私の５名で現地調査を行いました。場所は、先ほど説明しました畑のすぐ隣になります。現在はハウスが４棟建っておりますが、この中には、椎茸の原木が入っております。これは前管理者が残していったものでございますが、これからは、このハウスを利用して椎茸栽培をやりたいというようなことでございました。問題はないと思いますが慎重な審議をよろしくお願い申し上げます。

議長　　はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　　はい、特にありません。

議長　　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長　　はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。再設定１件１筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　　はい。全員挙手により、再設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　　続きまして、賃借権の新規設定１件２筆分について事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　　それでは、賃借権の新規設定１件２筆分についてご説明いたします。１３５ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手は〇〇村

在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して〇〇村在住の〇区の方でございます。（申請地所在について説明）。期間は貸し手と公社は１０年、公社と借り手は７年６ヶ月、賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。１３６ページから１３７ページまでに地籍図、現況写真を、１３８ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、３月３日に行っております。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員　それでは、説明いたします。３月３日午前１０時頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、事務局の〇〇さん、担当推進委員、私の６名で現地調査を行いました。（場所について説明）。現在は栗を植えてあります。これは、前管理者がそのまま残していったものですが、そのまま栗園として管理をしていくということでございました。問題はないと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長　続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から、何かありませんでしょうか。

担当推進委員　別にありません。

議長　はい。それでは、担当委員の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長　推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

議長　はい、〇〇推進委員。

〇〇推進委員　この辺ですけど、ここの物件だけじゃないですけど、川辺川造成地、こういうところは償還事例も始まってて、後は償還とは関係なしに賦課金というのが発生すると思うんですけど、そういうのはどうなんですかね。貸し手、借り手、どちらがやってるとか、分かる範囲で聞きたいなとか思ってですね。

事務局長　耕作をする側が賦課金については払っているんじゃないかなと思います。償還は所有者の方が払っていかれますけれども。耕作をする時に

収益が上がるので、それで払われるんじゃないかなと思いますが。今度確認をしておきます。

〇〇推進委員　ここではないんですけど、別の川辺川関係の会議で必ずあがるのが、こういう耕作者じゃない人の持ち主の人の賦課金が発生していることで、毎年やっぱり名前があがってくるような人がいてですね、また、そういう中でこういうふうに貸し借りがあったとして、そちらの方にもちゃんと払えるかどうかということも、できれば農業委員会とかそういうのを通して繋がってもらえればいいかなと思ってですね。なぜかと言うと、委員とかやってて、やっぱり尋ねたり聞かなきゃいけない事とかあるんですけど、言ってみればとぼけられたりすることが多いんですよね。そういう時は一個人で話をしてもどうにもならないんで、分かってる段階で組織の中でそういった部分も解決していただければなて思うことなんで、よろしくお願いします。

事務局長　次の総会の時にでもお調べして、どういうふうにするというのを検討したいと思います。

〇〇推進委員　できれば、それはそれでいいと思うんですけど、スムーズにちゃんと連絡が取れて管理をするような形がとれれば有難いなと思いますね。

議長　貸し借りの時にちゃんと話し合ってくれと言った方がよかですね。

〇〇推進委員　個人同士のは個人同士の話でしょうけど、賦課金とかになれば毎年累積されていって、毎年名前が出て赤文字になってこの人どうなってるのというのが毎年出てきて、やっぱり同じことの堂々巡りで何べんもあるもんですから。だからあんまり言うて、向こうが言うには裁判なんかかけられたら逆に負けちゃうみたいなこと言われるんですよね。なんか民間の方が強いみたいな。その辺もよくわかんないんですけど、払うもんは決まってるわけですからね、畑もって、そういう水道設備を使う使わないに限らず賦課金ていうのは誰にでも発生するもんだから、それをしらばっくれている人たちがいるんですよね。その辺が１件でも解決できればなと思ってお尋ねしました。

事務局長　産業振興課の担当と協議をしながら進めていきたいと思います。

議長　よろしいですか。

〇〇推進委員　はい。

議長　他にございませんか。

（なしの声）

議長　はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定１件２筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、新規設定１件２筆分については原案のとおり決定いたします。

議長　次に日程１３、議第２２号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に係る意見書に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長　それでは、議第２２号についてご説明いたします。総会資料の１３９ページをお開きください。議第２２号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に係る意見書に対する意見決定について」農業経営基盤強化促進法第１９条第１項に規定する地域計画を定めることについて、同法第１９条第６項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画（案）に係る意見書について可否を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。１４０ページが通知書の写しです。１４１ページが今度あがった意見書の写しです。１４２ページから１４３ページに地籍図と周辺図を載せております。内容につきましては、産業振興課の方で地域計画（案）を公告し、２週間の縦覧に供した結果、１４１ページの意見書が提出されたということです。利害関係人からで、個人住宅及び事務所の建設を計画しておるということで、対象農地を地域計画から除外して欲しいとの意見があったところです。本案件につきましては、既に、農業委員会事務局にも事前に５条申請についての相談もあり、熊本県とも手続きなどについて協議をしているところでございます。別紙でお渡ししております。地域計画変更マニュアルというのがあると思います。両面カラーの、これの５ページをご覧いただきたいと思います。地域計画の変更について記載されていますが、一番下の農地転用の場合につきましては、転用許可の前に地域計画を変更する必要があるということになっております。１枚戻っていただいて４ページをご覧いただきたいんですが、この変更するにはですね、協議の場を開催し、その後公表するなどして、策定の場合と全く同じ手続きをとる必要があるということで、対象農地を除外するには、ある程度の期間がかかることになります。今

回は、縦覧期間に意見の提出があって、地域計画の施行前ということであることから農業委員会の意見を聞いたうえで、産業振興課としては除外を検討したいということでございました。対象農地は、（所在について説明）で地域計画の山田②地域となっております。近隣にも住宅が建っており、農地集積に与える影響もそれほど大きくないのかなと考えております。皆さんからのご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。

議長　はい。６番農業委員。

６番農業委員　農振地除外ということでいいんですか。

事務局長　農振地に入っているところはですね、それを抜かなければいけない。それよりも前に地域計画から外して、その後、農振地を外すというような、地域計画から除外するのが、一番最初ということで聞いております。こちらは、これくらいしか情報は流れてきておりませんので、どのような手続きをするというのは今後、示されてくるのかなとは思っております。ここは、農振地ではございませんので。

６番農業委員　わかりました。

議長　はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員　地域計画というのは最近できたんですか。昔から、あんまり聞かんかったなと思って。

事務局長　地域計画はですね、目標地図を作っていただきましたが、その時とか協議の場で山田地区、万江地区で集まってもらった時からなので昨年くらいからですかね。本当は３年くらい前から取り掛かってるところはあったので。

〇〇推進委員　はい。わかりました。

事務局長　すみません、よろしくお願いします。

議長　他に、意見ございませんか。

（なしの声）

議長　農業委員会としては、地域計画（案）に対する意見書については意見なしとすることで異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、地域計画（案）に係る意見書に対しては、「意見なし」いう意見を付し回答することといたします。

議長　次に日程１４、議第２３号「令和７年度山江村農作業標準賃金の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局長　それでは、議第２３号についてご説明いたします。総会資料の１４４ページをお開きください。議第２３号「令和７年度山江村農作業標準賃金の承認について」令和７年度山江村農作業標準賃金の承認について審議を求める。令和７年３月７日提出、山江村農業委員会会長。続きまして、１４５ページをご覧ください。令和７年度山江村農作業標準賃金表の（改訂案）を添付しております。この農作業標準賃金につきましては、毎年見直しを行っているものでありますが、令和元年度に改訂を行ってからは、作業人夫賃金を県の最低賃金に合わせて増額をするということを除いて、同額で推移しております。２月１７日に開催されました下球磨地域農業振興協議会幹事会の会議におきまして、近年の資材価格や人件費の上昇、燃料高騰などの社会情勢を踏まえ、令和元年度からの上昇分を考慮し、併せて受け手と委託する側との利害関係にも考慮しながら協議を行いました。協議会として全体的な見直しを行っております令和７年の標準賃金の改定額を見ていただきますと、朱書きになっているところがあります。こちらは協議会での話し合いにはなかった山江村独自の農作業賃金となっております。こちらにつきましては他の農作業賃金を参考にしながら、前回の賃金に１．２５倍を目安に金額をあげておるところです。協議会で話し合って、最終的には農業委員会で決定していただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長　はい。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入ります。これは、どなたでも結構ですので質疑・意見等あられましたらお願いいたします。

６番農業委員　はい。

議長　６番農業委員。

６番農業委員　下球磨全部がこの賃金ですか。山江村だけですか。

事務局長　人吉と球磨村と山江が下球磨地域に入っておりまして、そこで担当者、農業委員会と担当課農政とＪＡと県も入っていただいて協議をしております。どこの市町村もこれをもっていきますので、あまりいじらないと思いますので、これを目安にしてくださいと出すと思います。

議長　よろしいですか。

６番農業委員　はい。ありがとうございます。

議長　他にございませんか。

議長　はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員　これは何となく分かったんですけど、昨今、米代が上がってるじゃないですか。地代は米１袋に対して１反あたりどしこてやってたじゃないですか。やってるとは思うんですけど、今後そういうことも言ってきた場合、借地代も上がるなとか、ふと思ってですね。どうなるのかなと、想像の段階ではあるんですけど。どうでしょうか。借地代も上がったりとか意見も出てくるのかなとか思いながらもですね。

事務局長　土地の貸し借りのことですか。米の価格が上がっているということで、現物でやっている方と、賃借料で現金で払っている方がありますが、この前、農政と話をしたのは現契約の中では最初に５年間なら、その５年間はその契約の中でご利用くださいということなので、お互いになってますので、そこについてはそういう理解をしていただく。今後、米の推移もわかりませんので。出てきた時には、最終的には相対になりますので、そこは当事者間で話していただく。あまり高くても今後は出し手の方も作ってもらうのに大変だとなりますので。ちょっと様子を見ながらという事もありますけれども、今のままの契約では、現況そのままお願いしていこうという話は内部ですけど、話はしております。

議長　よろしいですか。

〇〇推進委員　ですね。はい。

６番農業委員　すみません、もう一点よろしいですか。

議長　はい。６番農業委員。

６番農業委員　この表の中の、赤抜きの料金ありますよね。ここは何か意味があるんですか。

事務局長　これはですね、下球磨協議会は黒字ですね。黒字である分は協議をしてます。それ以外は、山江村の農作業は広報を見たらそれ以外もあったんですよね。ブラウ耕とか畑耕のロータリーとかですね、ちょっと協議会と話してないので１．２５倍を独自にかけて金額をあげてます。なのでこれは農業委員会の方でも審議していただいても、金額は独自でいいと思いますのでよろしくお願いします。

議長　よろしいですか。

６番農業委員　はい。わかりました。ありがとうございます。

議長　他にございませんか。

（なしの声）

議長　この案は目安という事で、受ける側と頼んだ側の双方で最終的には決定をしていただきたいと思います。

議長　よろしいですか。この案で今年度は出していくということで。

議長　質疑・意見がなければ採決をいたしますが、よろしいですか。

（はいの声）

議長　令和７年度山江村農作業標準賃金について異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長　はい。全員挙手により、議第２３号は原案のとおり決定いたしました。

議長　次に日程１５「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長　「その他」について説明。
〇地域で取り組む鳥獣被害対策研修会について
〇活動記録表について（３月２１日金曜日〆切）
〇ホームページ用議事録
〇令和７年度の活動記録簿配布
〇令和６年度山江村農業委員会先進地視察研修清算報告
〇広報委員会議について
〇全国農業新聞皆読について

議長　はい。日程１５について皆さんから質問等ありませんでしょうか。何かありましたら総会の終了後でも結構ですのでよろしくお願いいたします。

議長　次に日程１６「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長　今後の行事について説明。

議長　はい。それでは、日程１７「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会３月期総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

令和 7 年 3 月 7 日(金)午前 11 時 13 分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿